

## 水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）に対する意見募集の実施結果について

平成 26 年 5 月 16 日  
環境省水・大気環境局  
土壌環境課農薬環境管理室

### 1. 意見募集の概要

#### （1）意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・ 記者発表

#### （2）意見募集期間

平成 26 年 2 月 3 日（月）～ 平成 26 年 3 月 6 日（木）

#### （3）意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

#### （4）意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

### 2. 意見募集の実施結果

（1）意見提出件数 : 1 通（1 件）

（2）提出された御意見と御意見に対する考え方 : 別紙の通り

(別紙)

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>「(参考 2) 水質汚濁に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定に関する資料」では、農薬の毒性の検査として、慢性毒性の検査を行っているが、毒性があるかどうかの評価は、「発がんしたか」「中毒症状を呈したか」しか、実施していないように思われる。</p> <p>慢性毒性の検査にあたっては、毒を与えたことによる病変の発生だけではなく、肝臓機能数値の低下や全体的な元気のなさなど、「未病」といわれる状態になっていないかも評価すべきと考える。</p> <p>「未病」の状態になるのも、重大な健康被害と思われる。</p> <p>「(別紙) 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改正案」に記された、農薬登録保留基準値は、「未病」といわれる状態になるかも考慮し、見直すべきと考える。</p>	<p>水質汚濁に係る農薬登録保留基準につきましては、従前より ADI (許容一日摂取量) の 10% を配分し、飲料水摂取量 (1 人 1 日当たり 2L) を考慮して、以下のとおり設定しています。</p> <p>登録保留基準値 (mg/L)  <math display="block">= \text{ADI (mg/kg 体重/日)} \times \text{平均体重 (53.3 kg)} \times 0.1 (10\% \text{配分}) / \text{飲料水摂取量 (2L/人/日)}</math></p> <p>ADI は、ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量であり、食品安全委員会が設定しております。</p> <p>したがって、水質汚濁に係る農薬登録保留基準についても、人の健康への悪影響が生じないことを考慮して設定した基準値です。</p> <p>いただいた御意見につきましては、関係府省及び関係課室に情報提供いたします。</p>

# 水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）に対する意見募集の実施結果について（案）

平成 26 年 月 日  
環境省水・大気環境局  
土壤環境課農薬環境管理室

## 1. 意見募集の概要

### （1）意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・ 記者発表

### （2）意見募集期間

平成 26 年 3 月 31 日（月）～ 平成 26 年 4 月 30 日（水）

### （3）意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

### （4）意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

## 2. 意見募集の実施結果

### （1）意見提出者数

- ・ 封書によるもの 0 通
- ・ ファクシミリによるもの 0 通
- ・ 電子メールによるもの 0 通

（2）意見ののべ総数 0 件 ※本件に係る意見の提出は 0 件でした。